

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 24 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る申請の不要化に関する
Q & A の送付について

国民健康保険制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る申請を不要とする見直しについては、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和 3 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号厚生労働省保険局長通知）でお示ししたとおり、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 191 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 12 月 10 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日施行することとされたところですが、当該見直しに係る事務の取扱いに際して、別添のとおり Q & A をまとめましたので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

問1 改正省令中の「当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができる」とは具体的にどのような場合を指すのか。

(答)

各保険者において、被保険者等に係る国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示第335号。以下「算定告示」という。別添2参照）に規定する収入金額及び総収入金額（以下「収入金額等」という。）の全てを確認できる場合を指す。

具体的には、次の①及び②に掲げる金額の計算上用いられる所得税法第2編第2章第2節第1款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額それぞれを確認できる場合をいう。

- ① 地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額
- ② 土地等に係る事業所得等の金額等の他の所得と区分して計算される所得の金額

問2 算定告示に規定する収入金額を把握する方法として、どのような手段が考えられるか。

(答)

税務部局とのデータ連携や確定申告書の写し等から収入金額等を把握していただくことが想定される。

なお、基準収入額適用申請書（以下「申請書」という。）の提出を不要とし、本人の同意を得ずに税務部局から各種収入に係る情報の提供を受ける場合における個人情報の取扱いについては、法令等に基づき適切に対応いただきたい。

具体的には、各保険者が策定する個人情報保護条例等の個人情報保護に係る関係法令に則り、利用目的を明示する等の対応を行う必要があると考えられる。

また、転入者や住所地特例対象者等に関し、他の自治体へマイナンバーを用いた情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する同法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。）による所得照会を行う場合において、現行の情報連携の仕組みでは、すべての収入金額を把握できないことから、これらの者の収入金額については引き続き、被保険者等から申請書の提出を求めていただく必要があることにご留意いただきたい。

問3 被保険者からの申請を不要とし、職権で負担区分の変更を行う場合、収入金額等の把握時期はどのように考えれば良いか。

(答)

市町村民税に係る所得の金額については、毎年度、前年中の所得に基づき算定されることから、原則、毎年8月1日現在において被保険者すべての負担区分の判定を行うこと。

なお、70歳到達時や世帯構成の変動等により対象者に異動があった場合には、住民基本台帳情報による異動状況の確認など保険者の実情に応じた仕組みにより、随時、把握した上で判定を行っていただきたい。

問4 職権で負担区分の変更を行う場合に、保険者で収入金額等を全て把握可能な被保険者等について後から所得更正や世帯変動が生じた場合、負担区分の変更開始月はどのように取り扱えば良いのか。

(答)

保険者の職権で負担区分の変更を行う場合に、保険者で収入金額等を全て把握可能な被保険者等について年度途中で所得更正が生じた場合は、8月1日に遡及して負担割合を変更されたい。

また、年度途中で世帯構成の変動が生じた場合は、世帯変更の翌月初日まで遡及して負担割合を変更されたい。

問5 被保険者からの申請によらず基準収入額適用を受けることが確認できる場合であっても、各保険者の判断で従来通り申請書の提出を求めることは可能か。

(答)

可能である。なお、今回の改正は、保険者における申請勧奨業務等に係る事務負担の軽減や世帯主等の申請忘れによる被保険者の不利益を回避すること等を目的とするものであるため、当該趣旨を御理解いただいた上で、各保険者の実情を踏まえ、対応の可否をご判断いただきたい。

問6 被保険者からの申請を不要とし、職権で負担区分の変更を行う場合、被保険者にはどのような形で周知・広報を行えば良いか。

(答)

職権で負担区分の変更を行う取扱いとする場合、当該取扱いについて、高齢受給者証等の交付時にパンフレットを同封することやホームページへの掲載で周知する等の取組を行うことが考えられる。

- 国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示第335号）

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四条の二の規定により算定する収入の額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の計算上用いられる所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額の合計額とする。